1　使用料

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これに類する行為	1人1日	100円
	1㎡1日	100円
業として行う写真の撮影	写真機1台1日	520円
業として行う映画等の撮影	1件1日	7,330円
興行	1㎡1日	50円
競技会、展示会、祭礼、集会その他これに類する催し	1㎡1日	10円
公園施設の設置	1㎡1月	100円
公園施設の管理	その都度町長が別に定める額	

2　占用料

区分	単位	金額
道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号から第6号まで並びに道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号、第4号及び第5号までに掲げる工作物、物件又は施設	多古町道路占用料に関する条例(昭和50年多古町条例第4号)別表の規定を準用する。	